

# デイサービスセンターみその (通所介護・第1号通所型サービス) 新料金のお知らせ

介護報酬改定により、令和4年10月1日以降「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新たに算定します。

● 通所介護

① 基本サービス費（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
567円	670円	773円	876円	979円

② 基本的に全員に算定する加算（自己負担額）

加算名	内容	金額
サービス提供体制強化加算Ⅲ	勤続7年以上の介護職員を30%以上配置	6円
科学的介護推進体制加算	利用者の様々な介護に関する情報を定期的に厚生労働省に報告（個人情報除く）	40円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額×1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額×1.1%
※感染症災害3%加算	災害や感染症の影響により利用者数が一定以上減少している場合に加算	基本報酬分自己負担額×3%

③ 対象の方に算定する加算等（自己負担額）

加算名	内容	金額
入浴介助加算Ⅰ	サービス利用中に入浴を介助	40円
入浴介助加算Ⅱ	在宅での自立した入浴のための計画を作成した上で、サービス利用中に入浴支援	55円
個別機能訓練加算Ⅰ（□）	サービスの提供時間帯中専従の機能訓練指導員を配置して個別機能訓練を実施	85円
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練に係るデータを厚生労働省に定期的に提出	20円
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔機能低下及低栄養を早期発見するためのスクリーニングを定期的実施	20円/6月
栄養アセスメント加算	低栄養リスクの高い方に、改善のための計画を作成し、本人・家族にアドバイス	50円/月
栄養改善加算	低栄養リスクの高い方に、通所介護サービスにおいて栄養改善サービスを提供	200円 (3月2回限度)
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の低下している利用者に対して、計画的に改善のための取組を実施	150円/回 (月2回限度)

ADL 維持等加算 I	利用者全員の ADL を定期的に計測し、維持・改善がみられる場合に加算	30 円/月
-------------	-------------------------------------	--------

● 第 1 号通所事業

④ 基本サービス費（1 月あたり）

要支援 1	要支援 2
1,672 円	3,428 円

事業対象者の方は、利用回数によって要支援 1 若しくは要支援 2 と同額

⑤ 基本的に全員に算定する加算（自己負担額）

加算名	内容	金額
サービス提供体制強化加算Ⅲ	勤続7年以上の介護職員を30%以上配置	要支援Ⅰ 24 円 要支援Ⅱ 48 円
科学的介護推進体制加算	利用者の様々な介護に関する情報を定期的に厚生労働省に報告（個人情報除く）	40 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額 ×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額 ×1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護人材の賃金改善のために、介護報酬に一定割合を加算	自己負担総額 ×1.1%

⑥ 対象の方に算定する加算等（自己負担額）

加算名	内容	金額
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の低下している利用者に対して、計画的に改善のための取組を実施	150 円/回 (月2回限度)
運動機能向上加算	運動機能の低下している利用者に対して、計画的に改善のための取組を実施	225 円
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔機能低下及低栄養を早期発見するためのスクリーニングを定期的実施	20 円/6 月

※①～⑥は 1 単位を 10 円で計算した額です。当事業所は 7 級地のため、実際には 10.14 円で計算します。

※上記の金額は、負担割合を 1 割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2 割負担又は 3 割負担となる場合があります。

⑦ 保険外の費用

食費	570 円	昼食代・おやつ代
その他	必要額	アクティビティ材料費等（希望者のみ）

令和 4 年 10 月 1 日

デイサービスセンターみその